

令和3年大網白里市議会第4回定例会文教福祉常任委員会会議録

日時 令和3年12月9日（木曜日）午前10時07分開会

場所 庁舎 3階 第1会議室

出席委員（6名）

岡田憲二	委員長	中野修	副委員長
引間真理子	委員	森建二	委員
堀本孝雄	委員	宮間文夫	委員

出席説明員

市民課長	板倉洋和	市民課副課長	飯倉正人
市民課主査 兼国保班長	島田洋美		
国保大網病院 事務長	安川一省	国保大網病院 副事務長 (医事班長 事務取扱)	古川正樹

事務局職員出席者

議会事務局長	岡部一男	主査	内山悟
主任書記	鶴岡甚幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託）の審査

- ・ 請願第11号 児童・生徒の健康と学習権が守られるために女子トイレ個室への生理用品の設置を求める陳情

(2) 付託議案の審査

- ・ 議案第 2号 令和3年度大網白里市国民健康保険特別会計補正予算（市民課）
- ・ 議案第 4号 令和3年度大網白里市病院事業会計補正予算（大網病院）
- ・ 議案第 7号 大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（市民課）
- ・ 議案第 9号 大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について（大網病院）
- ・ 議案第12号 損害賠償の額の決定及び和解について（大網病院）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（中野 修副委員長） ただいまから文教福祉常任委員会を開催いたします。

（午前10時07分）

◎委員長挨拶

○副委員長（中野 修副委員長） はじめに、委員長から挨拶をよろしく願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） 皆様、ご苦労さまです。

今回、当常任委員会で協議する内容は、陳情が1件、議案が5件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしく願いいたします。

○副委員長（中野 修副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行のほう、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） 傍聴希望者はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、傍聴者は第2会議室で傍聴をお願いいたします。

本日の出席委員は6名であります。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第11号 児童・生徒の健康と学習権が守られるために女子トイレ個室への
生理用品の設置を求める陳情

○委員長（岡田憲二委員長） これより、当常任委員会に付託となった陳情第11号 児童・生徒の健康と学習権が守られるために女子トイレ個室への生理用品の設置を求める陳情の審査を行いたいと思います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々のご意見を伺いたいと思います。どうぞ。

どうぞ。

○引間真理子委員 生理の貧困に関しては公明党も率先して進めており、コロナ禍の中で困窮支援として、3月に防災備蓄用の生理用品を市民の方へ配布してほしいと市長に要望しまし

た。4月1日から健康増進課で希望者への配布をしていただきました。4月、5月で20人の方が取りに来られたそうです。また、学校へも配布され、7月から試験的に個室トイレに置くようにしたそうです。

今回、中学校に訪問し、養護教諭の先生に現状を伺いました。白里中学校では、各フロアの洋式個室のみに設置、掃除担当の人がなくなればもらいに行き行って補充し、増穂中学校では宿泊用として生徒に渡し、寄附でいただいたものはトイレの手洗い場のところに設置したそうです。大網中学校は全個室に置き、週1回、用務員の方が補充するようです。

学校では、以前から生理用品を保健室に置いており、持参していない生徒に渡しております。その際、エチケットとして、自分で準備しておく習慣を身につけることなど、教育的な観点から話をするそうです。子どもから話を聞くことで家庭の状況も把握できるとし、常時置いてあれば当たり前になり、意識もなくなるのではとの声もありました。

生理の貧困の問題から、今、子どもの教育環境を支える問題として、全国でも少しずつ生理用品の継続的な配布、設置が進められてきておりますが、現状、各学校ともに在庫が不足しているわけではないので、市の備蓄をローリングストックし配布する等、学校へは適宜配布できればいいのではないかと思います。

また、衛生面や補充する教員の負担等、課題もありますので、継続的な設置や予算においても、今後の財政状況を見比べながら進めていければいいと私は思います。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

森委員。

○森 建二委員 生理の貧困というのは何かというようなことを調べまして、生理用品の利用ができないことや状況を指すということです。

その上で、先ほどの引間委員のお話と同じく、私も教育委員会、そして地元の中学校にちょっとお話を聞いてみました。やはり、特に大網中学校では置いたそばからどんどんなくなっていくような状況で、先生方としては、これが貧困対策になっているのかはちょっと疑問に感じるようなところがあるというようなお話をされていたようです。

また、実は支援者の方として、昨日の晩は娘の大学の学生にZ o o m上で集まっていたきまして、やはり一番感覚的に分かってくれるのは若い女性なのかなということで、大学の女子学生6名に集まっていたいて、もう忌憚のなく話をさせていただく形の機会を得ました。

その中で出た意見としては、学校はサービスの施設ではなくて、教育施設なんじゃないか

と。やはりこういう生理について、先生方と情報交換をしたり話をするのがやはり逆に重要であって、それを個室で全て簡単に済ませることにするということは、教育機会の放棄なんじゃないかというお話。

また、その上で、本当に困っている人が見つからなくなってしまうのではないか。そして、個室に置いてあったら普通に持って帰るだろうと。お母さんには、要らないよ、学校にあるからという話になってしまうだろうと。

また、そういった意味では誰も得をしない。学校もおそらく常にある状況にしていかなければならないので、学校としても非常に手間がかかって大変である。生徒としても、教育機会が失われてしまうという部分では、残念ながら得ではない。

また、急にやはり始まってしまうこと、当然あるそうですけれども、そんなときは私は友達に融通してもらった。それで、友達との関係を築いたということもあったそうです。

また、置いてあったらもうご自由にどうぞという形で、おそらく子どもは捉えられるだろうと。学校にいる間はそれでもいいけれども、学校を出た後、それはどうするんだというような声も出ていました。それも、多分コミュニケーション能力を育てられなくなるということなんだと思うんです。

今後、おそらく我々がやっていくべきは、社会に対する、生理に対する理解を進める活動が必要なんじゃないかというふうに思います。ですので、生理の貧困が問題点になることは理解いたしますけれども、解決のために生理用品を補充するというのもいいんですけども、生理に対する理解を進める活動が必要なんだと思います。引き続き、教育現場の先生方の意見を聞いて進めていくことだと思います。

ですので、正直、現状でトイレに常に補充をしていく、しかも財政が苦しい折の中の、行政としてこれをやっていくというのは、ちょっと私は疑問に感じるところでございます。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 私は、この陳情に賛成のほうなんですけれども、先に教育的見地からこういうものをやっぱり自由に、いかがなものかというような話もありましたけれども。

私、実際にこの陳情について、孫が高校生、中学生がいるんですけども、学校の状況はどうなんだと聞いたら、やはりどうしても保健室だとかそういうところに、なった時に忘れたり、急にそういうものはあつたり、生理、用意しておけばいいけれども、何とか保健室に

行ったり個室のほうに行ったりするのも、ちょっとやっぱり気持ち的につい我慢するというよりなんかそういうふうに、友達から借りたり何かするというのも一つの方法ですが、なかなかそういう積極的な人ばかりではない。だから、学校のほうに、トイレとか置いてあれば非常に助かるなというのが、友達も何かそういう意見だったらしいです。

だから、もちろん財政的な面というのはあると思うんですけども、そんなに多大な財政支出ではないようなものですから、これからの子どもたちのためにぜひとも考えていただければいいなということで、この陳情には賛成で話を止めたいと思います。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。ありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、ないようでございますので、次に討論ですが、希望者はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、意見等が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） お諮りいたします。陳情第11号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 賛成少数。

よって、陳情第11号は不採択と決しました。

以上で陳情第11号の審査を終わります。

◎議案第2号 令和3年度大網白里市国民健康保険特別会計補正予算

議案第7号 大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（岡田憲二委員長） これより付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に付託議案の採決を行います。

はじめに、議案第2号 令和3年度大網白里市国民健康保険特別会計補正予算及び議案第7号 大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民課を入室させてください。

(市民課 入室)

○委員長（岡田憲二委員長） 市民課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第2号及び議案第7号の説明をお願いいたします。

どうぞ。

○板倉洋和市民課長 私、市民課長の板倉でございます。よろしくお願いいたします。

私の左手におりますのが、国保年金担当の副課長の飯倉になります。

○飯倉正人市民課副課長 飯倉です。よろしくお願いいたします。

○板倉洋和市民課長 そして、国保班長の島田でございます。

○島田洋美市民課主査兼国保班長 島田です。よろしくお願いいたします。

○板倉洋和市民課長 それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

配付いたしました令和3年度12月補正予算案の概要、5ページをご覧いただきたいと思っております。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ794万9,000円を増額し、予算総額を54億4,127万1,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、市が千葉県に納付する令和3年度国民健康保険事業事業費納付金の確定に伴いまして、当初予算額では不足が生じることから、所要額を補正予算にて計上させていただくものでございます。

なお、歳出予算の増額につきましては、歳入などの不足は国民健康保険特別会計財政調整基金より行うこととしております。

以上で、議案第2号 令和3年度大網白里市国民健康保険特別会計補正予算についての説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第7号について説明申し上げます。

議案第7号の改正の趣旨及び概要につきましては、令和4年4月1日より産科医療保障制

度の掛金が、現行の1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることに伴いまして、健康保険法の一部改正により、出産育児一時金の支給額が現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げられることから、所要の改正を行うとともに、条例中の用語についての所要の改正を行うものでございます。

なお、産科医療補償制度の賠償につきましては、その掛金を加算した金額を支給することとなるため、改正後の出産育児一時金の支給総額は、現行の42万円が維持されることとなります。

以上で、議案第7号 大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま説明のありました内容について、ご質問等があればお願いいたします。どうぞ。

森委員。

○森 建二委員 議案第2号について、国民健康保険事業費納付金額が予算より増えたということですが、簡単に言えることかどうかわかりませんが、主にどういった項目が増えた形だったのでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） 板倉課長。

○板倉洋和市民課長 これは現在、千葉県が保険を取りまとめて事業を行っております。それに対する医療費の納付金額が、負担金額が増えたということになったことが原因となっております。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

副委員長。

○副委員長（中野 修副委員長） 7号なんですけれども、この改正の文言のほうなんですけれども、この点が入ることによってどう変わってくるんですかね。今まで点がなかったところに点が入りますよね、改正すると。条例の中の用語のところなんですけれども、点が入りますよね、今度ね。

○委員長（岡田憲二委員長） 板倉課長。

○板倉洋和市民課長 これは改正前の条文を簡単に読みますと、「市は偽り」と、市が間違いを起こしてというような意味合いに取られやすいということで、「市は、偽りその他の不正行為を」という、間違いが起きないように句点の入れ方をしたということでございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 副委員長。

○副委員長（中野 修副委員長） 今までこれでよかったんですよ。

○委員長（岡田憲二委員長） 板倉課長。

○板倉洋和市民課長 今までではこれで間違いなく運用されていたんですけども、その誤りが、誤解を招かないように改めてここで修正を仕掛けたということでございます。

（「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 出産一時金、これ勉強不足で申し訳なかったんですが、出産一時金の支給総額42万というのは、これは他市町村と比べてこの出産一時金42万というのは平均的な金額ですか。

○委員長（岡田憲二委員長） 板倉課長。

○板倉洋和市民課長 これは全市町村一律でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（岡田憲二委員長） ないようですので、市民課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（市民課 退室）

◎議案第4号 令和3年度大網白里市病院事業会計補正予算

◎議案第9号 令和3年度大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第12号 損害賠償の額の決定及び和解について

○委員長（岡田憲二委員長） 続いて、議案第4号 令和3年度大網白里市病院事業会計補正予算、議案第9号 大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

大網病院を入室させてください。

（大網病院 入室）

○委員長（岡田憲二委員長） 大網病院の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、事務長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第4号、議案第9号及び議案第12号の説明をお願いいたします。

○安川一省国保大網病院事務長 私の左手におりますのが医事班長事務取扱をしております副事務長の古川でございます。

○古川正樹国保大網病院副事務長（医事班長事務取扱） 古川です。よろしくをお願いいたします。

○安川一省国保大網病院事務長 私、事務長の安川です。よろしくどうぞお願いいたします。

では、着座にて早速説明に入らせていただきます。

まず、議案第4号 病院事業会計補正予算（第1号）でございます。

本案は債務負担行為の設定でございます。令和4年度当初から直ちに業務を開始するために、今年度中に業者選定を行う必要があるものについて債務負担行為を設定いたします。

2事業がございます。総額2,277万1,000円。1点目は、特殊建築物防火設備及び建築設備点検報告書作成業務190万6,000円、これは4年度単年度事業でございます。2点目は、空調設備保守点検業務2,086万5,000円、令和4年から6年にかけての事業となります。

以上が議案第4号でございます。

続きまして、議案第9号 大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の趣旨は、大網病院が発行いたします診断書等の文書料及び市外在住の方が特別室を使用する際の使用料につきまして、県内16の国保病院のうち50床以下及び300床以上を除く10病院と同程度の水準に改正しようとするものでございます。

改正の概要につきまして、まず文書料につきまして文書の分類を見直すとともに、現行の1通550円から1万6,500円に対し、1,100円から6,600円に改正しようとするものでございます。特別室の使用料につきましては、市外在住の方が使用される場合、現行は市内在住者の1割増しとしているところ、2割増しとするものでございます。2割増しといたしましたのは、10病院の平均が2割1分増しとしておったことから2割増しとしたものでございます。その他、条例中の用語につきまして所要の改正を行います。

施行日につきましては令和4年4月1日。年間の影響額でございますが、文書料につきましては約400万円、特別室使用料金につきましては約110万円の増でございます。

ここで資料中もう少し詳しくご説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） どうぞ。

○安川一省国保大網病院事務長 皆様に配付してございます資料で、A4の横判の表、文書料改正案と年間影響額というものでございます。皆さんのお手元に配付されているのは、私A4の横判を自分で持っているんですが、こういう表ですね。表が2つ上下に印字されているものです。

まず、その上の行でございます。死亡診断書につきまして、現行では戸籍とその他と2つの区分を持っておりました。10の病院を見ますと、2つの区分、複数の区分を持っているところはいずれもございませんでした。大網病院においてもその他という区分で令和2年度が実績はございません。したがって、その他という区分を除きまして、現行2,200円と10病院平均3,630円、それに対して改正案を3,300円と決めました。

次に、死体検案書でございます。大網病院では曜日と時間によりまして4つの区分を持っておりました。ほかの10の病院で区分を設けているところはどこもありません。統一単価でございました。死体検案書は大網病院が作成する件数は非常に少なく、令和2年度においては1件でございます。そういうこともありまして、ほかの病院に倣って統一単価とし、10病院平均では7,211円のところを6,600円といたしました。

次に診断書でございます。現行では障害、保険、その他と3つの区分にしてございます。それを他の10病院の中では10のうち6病院が障害と保険を統一しておりました。そういうことから、10病院の平均5,115円、それに対して若干高くなるんですけども5,500円といたしました。

この5,500円とした1つの理由といたしまして、10病院のうち6の病院が5,500円ということから、大網病院が平均よりは若干高くなるんですけども、特段に高い位置ではないと判断して5,500円といたしました。

そして、診断書のその他につきましては、現行の2,200円に対し10病院平均は2,750円と、これは値上げをせず現行どおりというふうにいたしました。

次に、証明書ですけれども、複雑なもの、簡易なもの、それぞれ1,100円と550円という枠を持っております。それに対して10病院平均は複雑は2,640円、それに対して2,200円と。簡易なものにつきましては10病院平均880円のところを1,100円といたしました。

この改正案につきまして1つ共通している点は、消費税を除き1,000円、2,000円、3,000円、1,000円単位で丸めてそこに消費税を賦課したということになります。先日の本会議の中でもご質問がございましたけれども、特に保険のところでは個人の方とそれから法人の方、どれだけの負担が増えるのかというご質問ございましたが、法人の方については約300万円程度、個人の方については約100万円程度の増額。

それから、診断書の保険の部分に限って追加で申し上げます。診断書の保険につきましては、令和2年度の件数は1,623件でございました。その内訳といたしまして、保険会社1,231、個人の皆様392でございました。

次に、特別室の関係についてもお受けさせていただきたいと思っております。下の表をご覧くださいと思います。部屋には3種類ございます。特室、これは部屋の面積が広くてユニットバスが備え付けられております。個室につきましてはトイレはございますけれども、若干部屋が狭いと。2人室、特に装備はございません。4人部屋に比べまして2人でゆったり使えるというものでございます。

特室は市内在住1万1,000円のところで、現在は1万2,100円。市外の方がこの改正によりまして1万3,200円となります。現行と改正案の差額は1,100円でございます。1人室の1床当たり現行から550円の増、2人室の場合は275円の増、2人室を本人の希望によりまして1人で使用した場合、1床当たり413円の増となります。これを令和2年度の利用実績から影響額を算出したところ、一番右下の数字112万7,714円となるものでございます。

以上が議案第9号でございます。

続いて、議案第12号に入らせていただきます。損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

本件は、大網病院での治療におきまして、B型肝炎検査の結果を誤認し、令和2年1月22日から薬剤を投与すべきところ、肝機能の異常を認知した同年4月2日から投与を開始いたしました。薬剤を投与する時期が遅れたことによりまして、肝機能障害の悪化が生じたものでございます。したがって、責任につきましては大網病院に全てでございます。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

損害賠償の額は、総額270万円。

和解の条件といたしまして、本件解決金を支払う。

(2)として、市及び相手方は、正当な理由なく第三者に本件のことを開示しない。

(3)といたしまして、解決金のほか、市に対する請求権を放棄、その他市に対し何らの

請求をしない。

(4)といたしまして、市及び相手方は、上記の事項を除いて相互に何ら債権債務がないものとする。この4点が和解条件でございます。

損害賠償の額の内訳でございますが、治療費に31万8,975円、これは主に千葉大における治療費となります。休業損害64万2,008円、これは令和元年と令和2年の収益差を、双方の弁護士が確認した数字でございます。慰謝料173万9,017円、合計で270万円でございます。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま説明のありました内容について、ご質問等があればお願いいたします。

なお、議案第12号については、個人の氏名や住所等に配慮して発言いただくようお願いいたします。どうぞ。

森委員。

○森 建二委員 まず、議案第4号の①特殊建築物、防火設備及び建築設備点検報告書作成業務というものは、具体的にどのようなものなのか教えてください。

それと、第9号について、年間影響額、文書料特別室合わせて約510万円ということなんですけれども、議案質疑の中で大網白里市が一番高くなってしまいうようなこともあったように思うんですが、現実的に大網白里市、平均よりちょっと高い感じが多いのかなというふうに思いますけれども、それぞれの書類に係る費用等々、大網が特別高くなってしまいうものなんでしょうか。そこをお伺いしたい。

それと、第12号議案で誤認ということですが、誤認してしまった原因は具体的にどのようなものなのか。これが人為的なものなのか、システム上のミスなのか。その上で改善案はどのような形で考えていらっしゃるのか、聞かせてください。

3点お願いします。

○委員長（岡田憲二委員長） 古川副事務長。

○古川正樹国保大網病院副事務長（医事班長事務取扱） まず1点目の債務負担行為の設定をさせていただきました特殊建築物、防火設備及び建築設備点検報告書作成業務の内容についてですが、この業務内容につきましては、建築基準法に基づく定期点検報告書の作成業務で、対象となる建築物、大網病院になりますが、これについては特定建築物の定期報告、これが2年に一度。それとあと建築設備、あと防火設備に係る定期報告、これが毎年義務づけられておりますので、令和4年度については、この3種類の報告書を5月末までに作成し、報告

するという業務となります。

内容は、簡単ですが以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 安川事務長。

○安川一省国保大網病院事務長 私からは、議案第9号と第12号につきましてお答えいたします。

本会議の中でもございました一部の文書料につきまして、大網病院が一番高くなってしまっているのではないかというニュアンスのご発言がございました。一番高くなるというふうには私は捉えておりませんで、例えば障害で申し上げますと、10病院のうち7,700円の病院が2つあります。そして、5つの病院が5,500円でございます。ですので、大網病院が障害につきまして5,500円と定めるというのは、決して高くはないと考えております。

また、保険のほうにつきましては、5,500円の病院が10病院のうち6か所あります。そこに大網病院が合わせていこうということですので、大網病院を含めて11の病院のうち7の病院が5,500円で横並びになるということでございます。

ですので、5,500円が保険としては10の病院でいずれも最高値なんですけれども、千葉県内の国保病院において大網病院が突出しているというふうには考えておりません。

それから、議案第12号の関係でございます。

この検査の誤認というのは、システム上の不具合ではございませんで、全くのヒューマンエラー、人為的なミスでございます。この医師が検査結果の数値につきまして、本来陽性である、薬剤を投与しなければいけないと判断すべきところ、数値を見誤り陰性、薬剤投与不要と判断をしてしまいました。

それに対する改善点なんですけれども、院内で速やかに協議を行いまして、医師1人で確認をするのではなく、それまでは医師と薬剤師が各1名で確認をしておりました。その後は医師2名、看護師1名、チェック体制を強化いたしまして現在施行中でございます。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 森委員。

○森 建二委員 ありがとうございます。特に第12号については、ミスというのは当然起こり得ることなので仕方ありませんので、ぜひこの改善案をきちんと進めていただきますように、併せてお願いいたします。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

引間委員。

○引間真理子委員 ちょっと教えてください。第9号なんですけれども、特別室というのは今大網病院では何床あるんでしょうか。ちょっと全体のも教えていただいてもよろしいですか。

○委員長（岡田憲二委員長） 安川事務長。

○安川一省国保大網病院事務長 特別室、3種類ございますけれども、まず特室は4部屋、個室は11、2人室は2部屋ございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 引間委員。

○引間真理子委員 では、今おっしゃっていただいたのが、今回、使用料が上がるということですね、この特別室で上がる。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 これ議案第9号ですか、文書料改正による年間影響額、これだいぶ苦心して、こういう財政状況の中、その苦労はよく見受けられます。特に、障害と保険とか、平均が5,115円で、それで改正案が5,500円。極端に言えば、保険の3,300円が5,500円に上がったわけですね。これも私はこういうものは、保険なんかはそれこそ法人から300万、個人では100万上げると、こういうものは収入を得るためにはいいんじゃないのかなと私は思います。

それで、この3,300円から5,500円に上がった影響力って、例えば保険会社でも何でも、減る心配はないですか。この金額的な上がり方によって。

○委員長（岡田憲二委員長） 安川事務長。

○安川一省国保大網病院事務長 3,300円から5,500円に上がる、その多くは保険会社、自賠責に関わってくるものがほとんどでございます。自賠責の各会社におかれては、どうしても病院とその文書のやり取りが必要とわかります。ですので、事故が減らない限りは、この文書が減るということは考えにくいと思います。

また、県内の国保病院の状況を見ても、5,500円としているところが過半数を占めておりますので、大網病院としてこれが極端に減るといふふうには考えておりません。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

宮間委員。

○宮間文夫委員 質問ではなくて意見なんですけれども、よろしいですか。

○委員長（岡田憲二委員長） はい、どうぞ。

○宮間文夫委員 第12号について。

私も委員長も経験しているんですけども、今の東千葉メディカルセンター、県立東金病院を廃止して、医療圏も変えて、今あるところにそういう三次救急と、また一般の病院を建てるためにいろいろな自治体が参加してやっていたときに、離脱離脱の中で私たちは、今その話を蒸し返すつもりはないんですけども、大網病院があるじゃないかと。大網病院は三次救急はないけれども、大網病院は残したいと。大網病院は市民の、当時は町民の大切な病院ですということを訴え続けてきました。

そこでこういう人的ミスがあって、今までにもあったか、それは分かりませんが、公表された場合にはやはり信用が非常に落ちます。大切な病院、みんな市民以外にも大勢来ていると思いますので、今後こういうことが起こらないように、ぜひ努力していただきたいと思います。

以上です。答弁は要りません。

○委員長（岡田憲二委員長） 今、宮間委員から意見がされましたけれども、信用が第一の病院ですから、よくよく注意されてやっていただければと思います。

ほかに。

副委員長。

○副委員長（中野 修副委員長） 第9号なんですけど、昨日も議案の質疑の中であったんですけども、診断書の障害の部分と保険の部分と一緒に今回出して、10病院の平均と一緒に出ていますんですけども。昨日の質疑の中で私が聞き間違っていなければ、保険のほうの10病院の平均は4,620円という答弁だったと思うんですが、そこを1つ確認したいですけども、よろしいでしょうか。

○委員長（岡田憲二委員長） 安川事務長。

○安川一省国保大網病院事務長 障害と保険のそれぞれの区分ごとなんですけど、障害は10病院平均が5,610円、保険は4,620円でした。

○委員長（岡田憲二委員長） 副委員長。

○副委員長（中野 修副委員長） ありがとうございます。4,620円ですね、分かりました。

それともう一つなんですけども、特別室なんですけども、今、引間委員のほうから部屋の数は聞いたのであれなんですけども。ほかの病院は、うちの特別室が4とか、個人が11とか、2人室が2とありますけども、これと同室ぐらいの特別室というのは、大体平均いくらぐらいですか。

○委員長（岡田憲二委員長） 安川事務長。

○安川一省国保大網病院事務長 今のは金額という意味でございましょうか。

○副委員長（中野 修副委員長） そうです。

○安川一省国保大網病院事務長 金額につきましては調査をしてございません。申し訳ありません。

○副委員長（中野 修副委員長） 分かりました。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

（発言する者なし）

○委員長（岡田憲二委員長） ないようでございます。

大網病院の皆さん、どうもご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（国保大網病院 退室）

○委員長（岡田憲二委員長） これより各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第2号 令和3年度大網白里市国民健康保険特別会計補正予算について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 賛成総員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号 令和3年度大網白里市病院事業会計補正予算について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 賛成総員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号 大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田憲二委員長) それでは、議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(岡田憲二委員長) 賛成総員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号 大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田憲二委員長) それでは、議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(岡田憲二委員長) 賛成総員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第12号 損害賠償の額の決定及び和解について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田憲二委員長) それでは、議案第12号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(岡田憲二委員長) 賛成総員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長(岡田憲二委員長) 次にその他ですが、何かございますか。

(「事務局からはありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田憲二委員長) なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長（中野 修副委員長） 以上をもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。
皆さん、お疲れさまでございました。

（午前10時56分）